

## 【資料 5】①

2020.3.3 時点（原案）  
【パブリック・コメント後】

# 久留米市文化芸術振興基本計画

## Kurume City Master Plan for Promoting Culture and Art

(サブタイトル=案)

## [令和2年度～令和7年度]



# 2020年（令和2年）3月 久留米市

## － 目 次 －

### I章 計画策定の背景と目的

1 策定の背景	.....	2
(1) 文化芸術政策を取り巻く状況		
(2) 久留米市の文化芸術政策の現状と課題		
2 策定の目的	.....	11

### II章 計画の理念と目標

1 計画の理念	.....	12
2 計画の目標	.....	12
(1) 計画期間		
(2) 6年後のあるべき姿		
(3) 総括目標		

### III章 計画の柱と取り組みの内容

1 計画の柱	.....	15
2 具体的な取り組みの内容	.....	16
(1) 市民を対象とした幅広い取り組みと多様な人材の育成		
(2) 久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造		
(3) 文化施設の特性を活かした文化芸術の創造と活動の推進		
(4) 効果的かつ積極的な情報の収集と発信		

### IV章 計画の進め方

1 様々な主体の主な役割	.....	26
(1) 市民や文化芸術団体の役割		
(2) 行政の役割		
(3) 公益財団法人久留米文化振興会の役割		
(4) 久留米市文化芸術振興審議会の役割		
2 進行管理のあり方	.....	26

計画の概要	.....	27
-------	-------	----

# I 章 計画策定の背景と目的

## 1 策定の背景

### (1) 文化芸術政策を取り巻く状況

#### ① 文化芸術の意義

文化芸術には、ひとの心を豊かにし、明日への活力をもたらす大きな力があります。

また、文化芸術は、地域の特性や独自性を継承し、新たな創造を生み出していく原動力になります。

近年では、東日本大震災や九州北部豪雨をはじめとした大きな自然災害に見舞われた際、文化芸術が、人々の心に力を与え、精神的な支えとなり、地域住民の心のつながりを回復させるなど、「心の復興」に大きな役割を果たしたほか、人々が、その土地で生き続けるための礎（いしづえ）となりました。こうした経験から、あらためて、文化芸術の持つ力と意義が再認識されました。

最近では、様々な社会問題の解決策としてアートを用いたアプローチも積極的に行われており、文化芸術の持つ社会的な役割は、ますます拡大しています。

#### ② 国における文化芸術政策の動向

国においては、文化芸術の振興のための基本的な法律として、平成13年11月、「文化芸術振興基本法」（以下「基本法」という）が制定されました。そして、平成14年12月に、この基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が策定され、平成27年5月には、第4次基本方針が策定されました。

また、平成24年6月には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（劇場法）が制定され、劇場、音楽堂等の位置づけや役割などが明確化されました。そして、平成25年3月には、「劇場、音楽堂等の活性化のための取り組みに関する指針」が策定され、取り組むべき具体的な事項等が示されました。

さらに、平成26年3月には、東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020年オリ・パラ大会」という。）を見据え、そこに至るまでの文化芸術政策を記した「文化芸術立国中期プラン」がまとめられ、平成29年6月には文化芸術振興基本法の改正により名称も「文化芸術基本法」（以下「改正基本法」という。）と変更されました。この改正基本法では、文化芸術の振興のみならず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが示されたほか、地方自治体においても、国が定める「文化芸術推進基本計画」を参考し、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画の策定（努力義務）が明記されました。

平成 30 年 6 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、平成 31 年 3 月には、同法律に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。また、平成 30 年 6 月、国際文化交流の振興を図るための「大規模祭典の重要性」に着目した「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が、議員立法として成立しました。

このように、国においては、基本法の施行以降、文化芸術を重要な政策として位置付け、文化芸術政策を積極的に推進しています。

### ③ 久留米市の抱える課題

現在、多くの地方自治体は、日本経済の回復基調が未だ地域経済にまで充分に波及せず、財政状況も一段と厳しさを増す中、人口減少社会や超高齢社会の進行、グローバル化、高度な情報通信技術の発展など、社会を取り巻く環境の変化に直面しています。また、人々の価値観の変化や市民ニーズの多様化・複雑化に応じて、サービスの質や量を柔軟に対応させ、時には、既存の行政サービスの枠にとどまらない分野横断的な課題解決力が求められるなど、他の地方都市同様、久留米市にとっても難しい局面を迎えていました。まさに、時代潮流の大きな変化の中にあります。

このような中で、久留米市が、今後も自主自立の自治体運営を行いながら、地域の活力を維持し、持続可能な都市として市民福祉の増進に取り組んでいくには、都市活力の基盤として、一定の人口規模を維持していくことが極めて重要です。

また、久留米市の人口は、外国人が住民登録された平成 24 年度以降、自然動態の減少幅を上回る社会動態の増加により、増加基調が続いていましたが、平成 28 年度をピークに減少に転じています。今後、急激な人口減少を避けるためには、自然動態の減少をできるだけ抑制しながら、社会動態を増加させ、より長く人口 30 万人を維持することが、都市の最重要課題となっています。

### ④ 久留米市における文化芸術政策の果たす役割

人口の社会動態を大きく左右する、「生活の場」として選ばれる都市の実現に向か、まちの魅力を高める取り組みの一つとして、文化芸術政策への期待が高まっています。

久留米市新総合計画第 4 次基本計画（令和 2 年度～令和 7 年度）では、「市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現」を都市づくりの基本的視点の 1 つとして位置付け、久留米市の有する豊かな地域資源を活かして、住みやすさ日本一の都市としてのブランド力向上を図るとともに、その価値を市民に広く還元することで、選ばれる都市の実現を図ることとしています。その中心的な役割を担う施策の 1 つが、文化芸術政策です。

久留米市では、前久留米市文化芸術振興基本計画（平成 27 年度～平成 31 年度。平成 29 年度に一部見直し。以下「前基本計画」という。）の計画期間中に、新たな文化芸術振興の戦略的拠点施設となる、市内中心部に、1,500 人を収容

できる大ホールを備えた「久留米シティプラザ」と、公益財団法人石橋財団から運営を引き継いだ「久留米市美術館」が開館し、このことで、本市の文化芸術政策は、大きな転機（好機）を迎えました。

この2つの重要な文化施設を最大限に活用し、久留米市の文化芸術のさらなる振興を図ることで、都市魅力の向上につなげていくことが求められています。「住みやすさ日本一」を目指す本市のこれからの中づくりの中で、文化芸術政策の果たす役割は、ますます大きくなっていくと考えられます。

また、久留米市は、東京2020年オリンピック・パラ大会における、ケニア共和国及びカザフスタン共和国の事前キャンプ地になっています。国が「スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもある。」と位置付けるこの大会において、本市と両国との交流や、世界に向けた都市魅力の発信などの面でも、文化芸術が果たす役割は重要性を増しています。

## （2）久留米市の文化芸術政策の現状と課題

### ① 久留米の文化芸術資源

久留米市は、九州一の大河である筑後川、その流れに沿って広がる肥沃な筑後平野、東西に連なる耳納連山などの豊かな自然に恵まれ、長い歴史と伝統の中で、豊かな文化が育まっています。

江戸時代から栄えてきた絹などの産業文化を背景に、明治22年に市制が施行されてからは、市域の拡大とともに、県南地域の中核都市として発展していくなかで、洋画、洋楽、文学などの分野で優れた芸術家らが登場し、本市には、多彩な文化芸術が花開きました。

このような文化芸術の礎は、祭りなどの伝統文化、絹・瓦などの産業文化、手芸などの生活文化も含め、市民による文化芸術活動が盛んな風土や、文化芸術を活かしたまちづくりの推進など、現在の市民生活や本市の文化芸術政策に脈々と受け継がれています。

他の地域にはない、多くの文化芸術資源に恵まれた本市は、今後、文化芸術のまちとして、さらに発展する可能性があります。

### 【ひと】

日本の近代洋画壇を代表する青木繁や坂本繁二郎、古賀春江といった画家や詩人の丸山豊、作曲家の中村八大など、様々な分野で優れた芸術家を輩出しています。

また、芸能部門において、歌手の藤井フミヤなど、全国的にその名を知られ活動する人が多いことも、久留米市の大きな特色となっています。



青木 繁

(1882~1911)

坂本 繁二郎

(1882~1969)

古賀 春江

(1895~1933)

丸山 豊

(1915~1989)

中村 八大

(1931~1992)

### 【文化施設】

株式会社ブリヂストンの創業者である石橋正二郎（久留米市名誉市民）により、久留米市に建設寄贈された石橋文化センターは、平成28年11月、石橋美術館としての歴史と伝統を受け継ぎ、公立美術館として新たに開館した久留米市美術館をはじめ、石橋文化ホール、文化会館などの文化施設を備え、本市の文化芸術振興の拠点として、美術や音楽などの普及に中心的な役割を果たし、今なお、多くの市民に親しまれています。

また、田主丸複合文化施設や城島総合文化センターなどの中規模ホールを備えた施設のほか、平成28年4月には、「文化芸術の振興」、「広域的な交流の促進」、「賑わいの創出」へ向けた戦略的拠点施設として、久留米シティプラザが新たに加わるなど、本市には多彩な文化施設が立地しています。



石橋文化センター・久留米市美術館



久留米シティプラザ

### 【文化財・伝統文化】

本市には、古くから筑後国一ノ宮として信仰を集めてきた高良大社（高良山）、九州の浄土宗大本山である善導寺、全国水天宮の総本宮である水天宮、菅原道真を分祀する北野天満宮、旧久留米藩主であった有馬家の菩提寺である梅林寺、有馬家の宝物や古文書などを保管・展示している有馬記念館などがあります。その他、昔から伝わる神社仏閣等の伝統行事や地域の祭りなど、有形・無形を問わず、歴史的にも価値のある文化財が多数あります。



高良大社



梅林寺



善導寺



鬼夜



北野天満宮おくんち



御塚・權現塚古墳

※ 平成 30 年 12 月、梅林寺有馬家靈屋が新たに国の重要文化財に指定されました。

### 【産業文化】

井上伝が考案した久留米絣などの伝統技術や、「からくり儀右衛門」と呼ばれ、現在の株式会社東芝の前身をつくった田中久重が残したものづくりの精神は、伝統文化の枠に止まらず、本市の基幹産業であるゴム工業や繊維産業といった現代の産業文化にもしっかりと受け継がれています。



井上 伝  
(1788～1869)



田中 久重（右）  
(1799～1881)



久重作の弓曳き童子・文字書き人形



### 【文化芸術団体や市民活動】

久留米市には、文化の力で戦後の焼け野原となったまちを復興させようと、詩人の丸山豊ほか多くの芸術家が集まって誕生した「久留米連合文化会」など、様々な文化芸術団体があります。こうした団体を中心に、市民による文化芸術活動が盛んに行われています。

特に、吹奏楽をはじめ、合唱や管弦楽、邦楽など市民の音楽活動が盛んなことは久留米市の文化の大きな特徴のひとつです。また、美術や演劇、舞踊の分野においても、個人やグループでの展覧会や公演が活発に行なわれています。



市民による合唱組曲「筑後川」の大合唱



美術の公募展



市民劇団による演劇公演

## ② 前基本計画の総括

久留米市では、文化芸術政策を巡る国の動き等を受け、平成 18 年 4 月に、文化芸術振興の基本理念等を定めた「久留米市文化芸術振興条例」(以下、条例という)を制定しました。そして、平成 19 年 9 月には、その条例に基づき、「久留米市文化芸術振興基本計画」(平成 19 年度～平成 26 年度)を策定。平成 27 年 3 月には、前基本計画を策定し、文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

平成 30 年度の市民意識調査の結果を踏まえ、前基本計画の総括目標(指標)の達成状況や重点的な取り組みについて、成果や課題を明らかにしながら次のように総括し、今後の取り組みの充実へとつなげていきます。

### 【前基本計画の総括目標に関する基準値 (H25)、目標値 (H31)、最新実績値 (H30) 及び評価結果 (A～C)】

		平成25年度 市民意識調査 計画策定時	平成30年度 市民意識調査 4年目	平成31年度 市民意識調査 目標値	評価結果
目標①	最近1年間に鑑賞した文化芸術が1つ以上ある市民の割合	55.5%	62.2%	70%以上	B 目標達成には努力を要する
目標②	最近1年間に活動した文化芸術が1つ以上ある市民の割合	19.2%	18.0%	30%以上	C 目標達成には厳しい状況にある
目標③	鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場が久留米市内である割合	－	84.9%	80%以上	A 目標達成ができる見込み

※ 評価基準：A～C (久留米市新総合計画第3次基本計画の政策評価制度と同じ基準)

## 【目標①「最近1年間に鑑賞した文化芸術が1つ以上である市民の割合】…□

### (主な要因等)

- ・ 映像文化（映画、ビデオ上映会など）、美術（絵画、書、彫刻、写真、工芸など）、音楽（ポピュラー、クラシック、邦楽など）の順に割合が高く、前回調査時と比較すると、この3分野は鑑賞率が3～5ポイント増加しています。

これは、これらの分野が、映画館やホール、ギャラリーなど、鑑賞するためのハード施設が市民にとって身近にあり、映画やコンサート、美術展覧会などを通して、文化芸術を鑑賞しやすい環境が、比較的整っていることが要因と考えられます。

また、平成28年に開館した久留米シティプラザによる多彩な催しの実施や、同年、久留米市美術館が開館し、全国的な巡回展の誘致、石橋文化センター内のイベント等と連動した取り組みが進んだこと、さらには、映画業界そのものの好調を背景に、民間の映画館においても施設のリニューアルが進んだことなども、増加の要因と考えられます。

## 【目標②「最近1年間に活動した文化芸術が1つ以上である市民の割合】…□

### (主な要因等)

- ・ 美術、生活文化（茶・華道、フラワーアレンジメント、手芸など）、音楽、映像文化の順に割合が高くなっています。上位に「美術」「音楽」「映像文化」がランクインしている点は「鑑賞」と変わりませんが、「生活文化」が2位となっている点は注目に値します。

この生活文化を体験している市民を性別でみると、多くは女性であり、その年代も幅広いものとなっています。これは、本市において、茶道や華道、手芸などの活動を行っている女性が多いという点が、文化芸術活動面での特徴とも考えられます。

また、目標①：文化芸術の「鑑賞」経験があるとする値と、目標②：「活動」経験があるとする値とを比較すると、活動経験がある人の割合はかなり低く、調査結果に大きな開きがあります。「文化芸術の鑑賞はするが、活動まではしない」という市民に対して、どうアプローチし、文化芸術「活動」の活性化につなげていくかが、当面の課題と言えます。

## 【目標③「鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場所が 久留米市内である割合】…□

### (主な要因等)

- ・ 鑑賞の場所については、映像文化、生活文化、舞踊（日本舞踊、バレエ、ダンス）の順に、また、活動の場所については、伝統芸能（能、狂言、歌舞伎など）、映像文化、生活文化の順に高くなっています。特に、「映像文化」

と「生活文化」が、鑑賞・活動とともに上位にランクインしています。

また、鑑賞の場所に注目して、分野別の傾向をみると、「音楽」「演劇・演芸」「伝統芸能」「歴史、郷土文化」については、「市外」のほうが「市内」を上回っています。これは、例えば映画については、マイナーな作品を除けば、全国どの映画館でも同じ作品を鑑賞することができるが、一般的に話題性の高い音楽イベントやミュージカル作品、歌舞伎等については、東京、大阪、名古屋、福岡市内など、大都市部の会場で開催されることが多いため、「市外」の割合が大きくなっているものと考えられます。

久留米シティプラザの開館で、これまで久留米市では鑑賞できなかつた大型作品についても、飛躍的に鑑賞可能になっている点を踏まえ、市内で開催される作品・企画について、市民の関心を高めるような「広報の充実」を図り、市内での鑑賞経験の増加につなげていく必要があります。

### 【久留米市新総合計画第3次基本計画における文化芸術政策の進捗状況】

久留米市では、本計画の上位計画となる「久留米市新総合計画第3次基本計画（平成27年度～平成31年度）」においても、その進捗状況について評価するため、「政策評価制度」を導入しています。

この政策評価制度に基づき、目指す都市づくりの実現状況を点検するための「まちづくり評価制度」においては、本市の文化芸術政策の状況を次のように総括しています。

施策の柱・方向	目指す成果（補助指標）	説明	基準値（年度）▼ 目標値（年度）		年度	目標値	実績値		進捗度	評価結果	
			60.6 (H26)	% ▼ 70.0 (H31)			62.0 H27	64.0 H28	66.0 H29		
心豊かな市民生活を創造するまち	文化芸術に接する機会が増えたと感じる市民の割合	市政アンケートモニター調査で「そう感じる」又は「どちらかといえばそう感じる」と答えた人の割合	60.6 (H26)	% ▼ 70.0 (H31)	H27	62.0	%	68.9	%	○	A
					H28	64.0		86.0		○	
					H29	66.0		80.6		○	
					H30	68.0		79.4		○	
					H31	70.0					

#### （主な要因等）

- ・ 久留米市美術館における魅力的な展覧会や久留米シティプラザでの質の高い鑑賞事業の実施、さらに、市民が気軽に参加できる「久留米たまがる大道芸」や、「くるめ街かど音楽祭」をはじめとした音楽事業等が市民に浸透してきたことなどが、目標達成の要因と考えられます。

## 【前基本計画の検証結果】

前基本計画の総括目標の達成状況や、久留米市新総合計画第3次基本計画における政策評価の結果等を踏まえ、前基本計画の成果と課題を次のとおり総括し、本計画の策定に当たっての「基本的な視点」として、計画への反映を図ります。

### (成果と課題)

- ・ 前基本計画期間中に、久留米市の文化芸術振興の戦略的拠点施設となる2つの施設「久留米シティプラザ」と「久留米市美術館」が開館しました。このことで、久留米市の文化芸術政策は、大きな転機（好機）を迎えました。
- ・ 市民の文化芸術分野における「鑑賞」経験については、目標達成には努力を要するものの、ポイントは上昇しています。

これは、久留米シティプラザの開館により、これまで市内では観ることができなかつたような、上質で多彩な催しの鑑賞機会が確保されたことや、久留米市美術館による全国的な巡回展、写真展、産業美術展など、これまでに無かつたユニークな展覧会が企画・開催されてきたこと、石橋文化センター内のイベント等と連動した取り組みが定着してきたことなど、2つの施設を核とした取り組みが、大きく貢献しているものと考えられます。

（両施設ともに開館した平成28年度から平成30年度までの入館者数の合計は、久留米シティプラザが※約50万人、久留米市美術館が約31万人にのぼっています。）

- ※ 主に鑑賞事業に利用するザ・グランドホール、久留米座及びCボックスのみ
- ・ 一方、「鑑賞」経験の増加は、必ずしも「活動」経験に結び付いていません。「活動」は「鑑賞」以上に主体性や能動性を要するため、増加を図るためにには、困難も予想されますが、今後は市民の文化芸術「活動」をいかに活性化するかが、当面の課題です。
  - ・ また、アーティスト・データベースの作成については、前計画期間中に進捗が見られなかつたほか、久留米市美術館や久留米シティプラザと、他の文化施設（そよ風ホール・インガットホール等）との連携は、チケットの販売協力や情報共有会議の開催など、一定の進捗は図られたものの、さらなる強化が必要です。地域ゆかりの芸術家等に関する情報収集の有り方や、久留米シティプラザの専門スタッフが持つノウハウ等を活用した、他のホール等との共同企画の実施など、相乗効果が発揮できるような施設間の連携強化については、本計画に向けた課題です。

### (今後の展開)

- ・ 上記を踏まえ、本市における今後の文化芸術政策のあり様について、次のように展望します。

### **鑑賞事業のさらなる強化と広報の充実（利便性向上）**

- ・ 久留米シティプラザと久留米市美術館を最大限に活用し、上質で魅力的な文化芸術の鑑賞機会の確保をさらに強化するとともに、市内で開催される作品・企画について、市民の関心を高めるような広報の充実や、施設利用に係る利便性の向上を図ることより、市内での鑑賞経験の増加につなげる必要があります。

### **文化芸術教育（体験学習等）の推進**

- ・ 本物の文化芸術の鑑賞に加え、歴史・風土に根差したふるさとの文化芸術に触れる体験学習など、文化芸術に関する教育を実践する必要があります。[アウトリーチ事業体験学習](#)やワークショップ事業等の充実を図り、次代を担う子どもたちをはじめ、高齢者、障害者、在住外国人など、多様な主体が、文化芸術を気軽に体験できる機会の創出を図ります。特に、子どもたちへの体験学習等をとおして、幼少期から将来にわたる、文化芸術「活動」へのハードルを下げる取り組みが必要です。

## **2 策定の目的**

久留米市では、将来を見通した長期的な都市づくりの視点として、新総合計画（基本構想：平成 13 年度～平成 37 年度〔令和 7 年度〕、基本計画（第 3 次：平成 27 年度～平成 31 年度〔令和元年度〕、第 4 次：令和 2 年度～令和 7 年度）に基づき、一貫かつ継続した都市づくりを進めています。

この総合計画を推進する分野別計画として、今後の久留米市の文化芸術振興の基本的な方向を示し、文化芸術政策における具体的な取り組みを明らかにするとともに、文化芸術の振興を都市魅力の向上につなげていくため、本市では条例第 15 条に基づき「久留米市文化芸術振興基本計画」を策定し、体系的な施策推進を図っています。本計画は、前基本計画の計画期間が平成 31 年度〔令和元年〕で終了するため、令和 2 年度以降の文化芸術振興に関する新たな指針として策定するものです。

また、前基本計画の計画期間中に、新たな文化芸術振興の拠点となる「久留米シティプラザ」と「久留米市美術館」が開館したことで、本市の文化芸術政策は、「両施設の活用によるさらなる施策の充実」という新たな局面へと大きく前進することになります。

本計画の策定に当たっては、条例の趣旨を十分に踏まえ、2つの戦略的な拠点施設を最大限に活用し、前基本計画の総括に基づく「鑑賞事業のさらなる強化と広報の充実（利便性の向上）」及び「文化芸術教育（体験学習等）の推進」を基本的な視点としながら、具体的な取り組みを体系的に明らかにし、「市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現」の実現へとつなげます。

## Ⅱ章 計画の理念と目標

### 1 計画の理念

本計画の理念は、前基本計画を引き継ぎ、次のとおりとします。

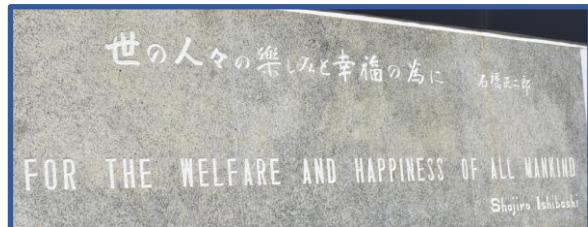
#### 市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米

##### ポイント

本計画の理念は、石橋正二郎（久留米市名誉市民）の崇高な理念や願いを引き継ぎ、未来へ向かって、市民を中心とした文化芸術の裾野が広がり、創造性が高まっていくことを希求して定めたものです。

昭和31年、美術館などを備えた石橋文化センターが、石橋正二郎氏より久留米市に建設寄贈され、本市の文化芸術振興の礎が築かれました。

同施設の正門石壁には、正二郎本人の筆跡で「世の人々の樂しみと幸福の為に（FOR THE WELFARE AND HAPPINESS OF ALL MANKIND）」という理念が刻まれています。正二郎は、郷里である久留米市を「楽しい文化都市にしたい」と強く願っていました。



石橋文化センター正門石壁



石橋正二郎名誉市民

### 2 計画の目標

#### (1) 計画期間

本計画では、久留米市の「新総合計画」との連動性や整合性を確保するため、計画の期間を「新総合計画第4次基本計画」に合わせ、次のように設定します。

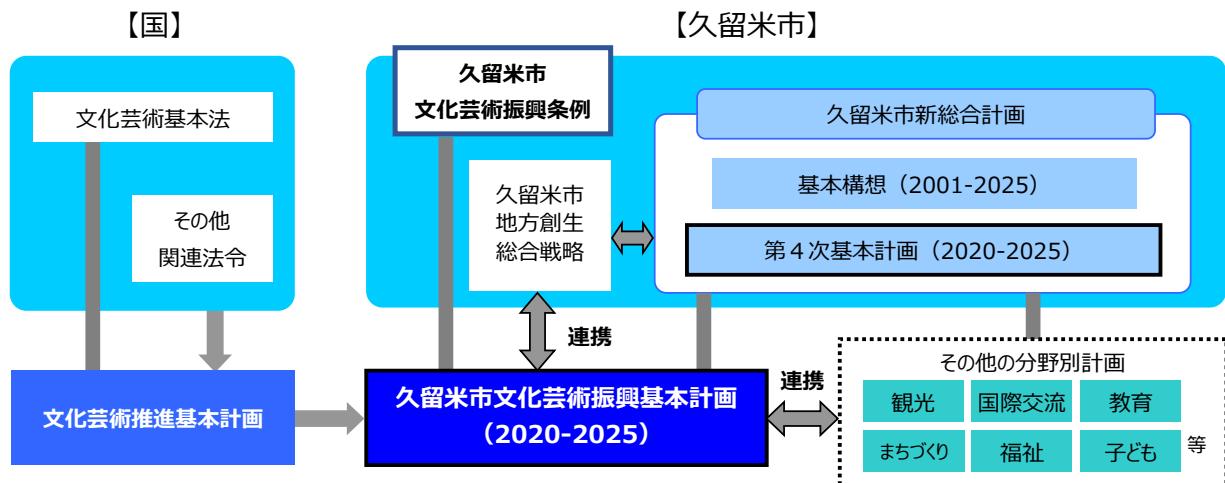
#### 令和2年度から令和7年度まで（6年間）

##### <計画の位置付け>

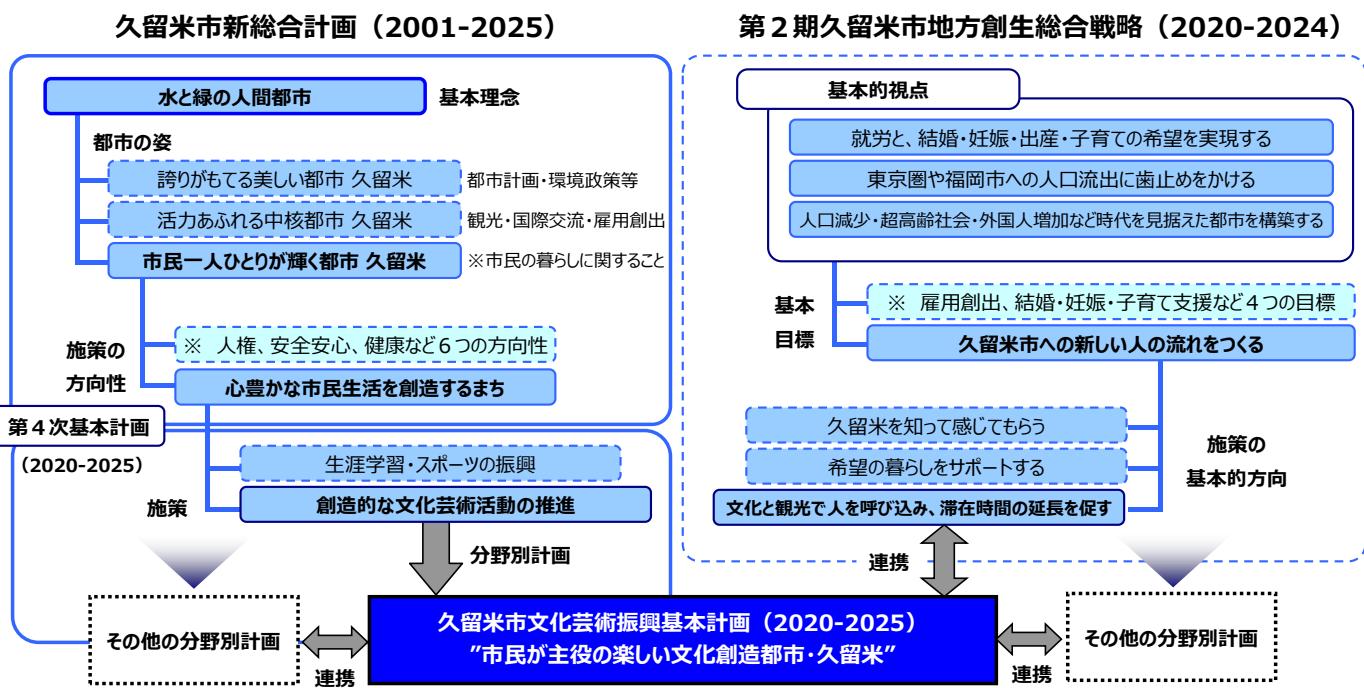
本計画は、第4次基本計画の文化芸術に係る分野別計画と位置付けます。併せて、改正基本法が要請する、地方版文化芸術推進基本計画と位置付けます。

また、計画の推進に当たっては、改正基本法の趣旨に照らし、地方創生をはじめ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、子ども等、本市が策定するその他の関連計画との連携を図りながら、施策を展開します。

## <計画の位置付けのイメージ>



## <久留米市新総合計画及び久留米市地方創生総合戦略における計画体系のイメージ>



### (2) 6年後のあるべき姿

本計画では、今後6年間で目指すまちの姿を次のように設定します。

久留米シティプラザや美術館などの文化施設や暮らしの身近な場所で、様々な文化芸術を鑑賞したり、活動したりする人が増え、心豊かな市民生活を創造するまち

### (3) 総括目標

文化芸術政策には長期性かつ持続性が求められます。その成果は、短期間では評価しづらいこともあります、また、必ずしも客観的な数値で測れるものではありません。

しかしながら、計画の達成状況を確認・検証し、次につなげていくことは大切です。本計画では、5年間の取り組みを評価するため、「市政アンケートモニター」を実施し、次のような総括目標を設定します。

#### ①最近1年間に鑑賞した文化芸術が1つ以上ある市民の割合

令和元年度：77.6% → 最終年度：〇〇%以上

#### ②最近1年間に活動した文化芸術が1つ以上ある市民の割合

令和元年度：19.4% → 最終年度：〇〇%以上

#### ③鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場が久留米市内である 割合が〇〇%以上

特に、前基本計画において、厳しい結果となった②「活動経験」の向上については、本計画における最大の課題と位置付け、目標達成に向けた具体的な施策を体系的に再構築し、戦略的に取り組みを進めます。

## Ⅲ章 計画の柱と取り組みの内容

### 1 計画の柱

#### (1) 市民を対象とした幅広い取り組みと多様な人材の育成

文化芸術を担うのは「ひと」です。年齢、性別、障害の有無、経済的な状況、国籍などを問わず、すべての市民が文化芸術に関心を持ち、生涯にわたり関わっていける取り組みを進めていきます。

特に、次代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育むことは重要であるため、子どもたちへの取り組みの充実を図ります。併せて、今後の超高齢社会を見据え、高齢者がいきいきと文化芸術活動に関わっていくことができるような取り組みを進めます。これらを戦略的に進めるため、具体的な施策を体系的に再構築し、あらゆる世代に対する「文化芸術教育（体験学習等）の推進」を図ります。

また、文化芸術を創造し提供する芸術家や文化芸術団体、それを享受する市民、その芸術家などと市民との連携を支援するコーディネーターなど、様々な人材の育成を進めていきます。

#### (2) 久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造

久留米市には多くの文化芸術資源があります。これら久留米市ならではの文化芸術資源を活かしていくとともに、本市における他の政策分野と連携した取り組みなどにより生みだされた様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することで、都市としての新たな魅力を創り、高めていきます。

また、久留米市が東京 2020 年オリ・パラ大会のキャンプ地として決定していることから、国際的な文化交流を実施します。

#### (3) 文化施設の特性を活かした文化芸術の創造と推進

久留米市には、久留米シティプラザや石橋文化センター内の施設群をはじめ、それぞれに特性を持つ優れた文化施設が多数あります。こうした施設の特性を活かしながら、それぞれに魅力ある事業を開拓していくとともに、久留米シティプラザと久留米市美術館の 2 施設において重点的に施策を実施し、施設間で連携した取り組みを行うことで、より大きな効果を生み出していくきます。

#### (4) 効果的かつ積極的な情報の収集と発信

創造的な文化都市として発展していくためには、あらゆる文化芸術に関する情報を市内外に効果的かつ積極的に発信していく必要があります。市民が文化施設を利用しやすい環境づくり（利便性の向上）を図りながら、すべての取り組みに関連する重要な施策として、情報の収集と発信を戦略的に進めていきます。

また、久留米市が東京 2020 年オリ・パラ大会のキャンプ地として決定していることから、見学に訪れる観光客（外国人を含む）に対し、久留米の文化芸術に関する情報を積極的に発信していきます。

## 2 具体的な取り組みの内容

### (1) 市民を対象とした幅広い取り組みと多様な人材の育成

#### ① 文化芸術に関する子どもの創造的体験の充実

子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、経済的な状況や様々な家庭環境に関わらず、早い時期から、子どもたちが本物の文化芸術に触れ、創造的体験ができるように、芸術家や地域の文化芸術団体、教育委員会、学校や保護者などとも連携・協働しながら、機会や場の提供に取り組んでいきます。

##### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
学校などでの子どもたちの文化芸術体験機会の提供	芸術家が学校などへ出向き、子どもたちが文化芸術と出会い、いろいろな創造的な体験ができるような取り組みを強化していきます。
文化施設などの子どもたちの鑑賞及び活動体験機会の提供	久留米シティプラザや美術館などの文化施設及び人の集まる場所において、経済的な状況や様々な家庭環境に関わらず、子どもたちが優れた芸術作品に触れ、鑑賞や活動体験ができるような取り組みを進めていきます。
東京 2020 年オリ・パラ大会などにおける国際的な文化交流の実施	子どもたちが、東京 2020 年オリ・パラ大会などで滞在している国の文化に触れ、交流することにより、国際的な視点を身に付けるとともに、多様な文化交流を進めていきます。

#### ② あらゆる市民の文化芸術活動への支援

文化芸術が広く市民に浸透し、その活動を活発にしていくため、子どもたちへの取り組みに限らず、高齢者、障害者、在住外国人など、幅広い市民を対象に、文化芸術の鑑賞機会の提供や活動の支援に取り組んでいきます。

##### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
鑑賞機会や活動の場の積極的な提供	年齢や障害の有無に関わらず、市民が身近に文化芸術に触れる機会や文化芸術活動を行う場を、文化施設でのワークショップや※アウトリーチ事業等で積極的に提供することで、市民の自主的な文化芸術活動が促進される取り組みを強化します。

項目	取り組みの概要
市の補助金、後援などによる活動支援	市民の文化芸術活動に対する財政支援や広報支援などを行います。
国などの文化関連補助事業の紹介・活用による支援	国の補助制度などを積極的に活用して、文化芸術の鑑賞機会の提供や活動の支援を行います。

※ アウトリーチ（Outreach）とは、もともと「手を伸ばすこと」という意味の言葉ですが、「(公的機関や奉仕団体) 出張サービス」という意味でも用いられます。文化芸術では、劇場・音楽堂等など芸術を鑑賞する場から手を外に伸ばしていく芸術普及活動の意味で使われ、アーティストの学校や福祉施設などへの派遣や、施設にとらわれないミニ・コンサートや参加体験型事業の実施など館外活動のことを指します。

### ③ 文化芸術に関わる人材の育成と活用

久留米市から優れた芸術家を輩出するため、豊かな芸術的才能をもつ個人や団体を発掘・育成する取り組みを行います。

また、芸術家だけではなく、芸術家などと市民とをつないで事業を調整していく文化芸術コーディネーター、文化施設などの運営スタッフやサポートーなど、多様な人材の育成に取り組みます。

#### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
芸術家の発掘・育成支援	青木繁記念大賞ビエンナーレをはじめとした各種公募展の実施・支援や、将来を嘱望される芸術家の表彰、市の事業での活用や活動の場の提供などにより、優れた芸術家の発掘や育成支援を行います。
文化事業の推進を支える人材の育成	文化芸術コーディネーターの養成を継続的に進めるとともに、運営スタッフ・サポーターなど、文化事業の推進に必要な人材の育成を行います。

## (2) 久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造

### ① 文化芸術団体等との連携による多様な文化芸術活動の推進

文学や演劇、美術や音楽など多様な分野で行われる、数多くの文化芸術団体の積極的な活動は、久留米市の特徴であり、大切な地域資源です。これら文化芸術団体との連携・協働、あるいは活動の支援により、本市の文化芸術の裾野を広げ、活性化していきます。

**【市の主な取り組み】**

項目	取り組みの概要
文化芸術団体などとの連携・協働による文化芸術活動の推進	市内の様々な文化芸術団体などと連携・協働しながら、文化芸術活動の裾野の拡大やさらなる発展につなげます。
多様な文化芸術活動への積極的な支援	<u>アニメーションやコンピュータグラフィックス</u> <u>のような新しい芸術分野も含めた多様な文化芸術活動を積極的に支援します。</u>
市の補助金、後援などによる活動支援	文化芸術団体の活動に対する財政支援や広報支援などを行います。
国などの文化関連補助事業の紹介・活用	文化芸術団体が国などの補助制度などを積極的に活用できるよう、情報を提供し、活動を支援します。

**② 音楽の力を活かしたまちづくりの推進**

久留米市は、これまで多くの優れた音楽家を輩出し、市民の音楽活動も盛んです。音楽文化は久留米市の大好きな文化芸術資源の一つです。この音楽文化に着目し、音楽の持つ力によって、人とまちを元気にしていく取り組みを進めています。

**【市の主な取り組み】**

項目	取り組みの概要
音楽によるまちづくりの推進	音楽に関する様々な事業の実施や支援の他、文化芸術団体と協働し、久留米にゆかりのある音楽に関する多彩な事業を実施することにより、まちが音楽に包まれているイメージを創出し、まちの活性化につなげていきます。



くるめ街かど音楽祭の様子 箏曲発祥の地記念碑（善導寺）

久留米初演100周年  
記念演奏会  
ベートーヴェン  
「第九」の様子

※ 大正 8 年（1919 年）12 月 3 日、久留米市に収容されていたドイツ兵捕虜により、久留米高等女学校講堂で、ベートーヴェン交響曲第 9 番の演奏が行われました。この時初めて、一般市民が「第九」の演奏を耳にしました。初演 100 周年を記念して、令和元年 12 月 28 日、市民による記念演奏会が開催されました。

### ③ 文化財や伝統文化の保存・継承とその活用による郷土愛の醸成及び地域の活性化

久留米市の価値ある文化財や伝統文化を次世代に保存・継承します。また、市民が郷土に愛着や誇りを持てるよう、それらを市民に広く紹介し、積極的な活用により、地域の活性化に寄与します。

#### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
文化財などの保存・継承	市内にある有形・無形の文化財などの保存に努めるとともに、その継承のための活動を支援します。
文化 <u>芸術</u> ・観光・産業分野での文化財などの活用	歴史的な建造物や史跡などを、音楽・美術・演劇などの文化芸術や、観光、産業などの様々なイベントの会場として積極的に活用します。
文化財を活用した地域の魅力向上	市内に点在する歴史・文化遺産を回遊する仕組みをつくり、地域の魅力を発信します。



坂本繁二郎生家



水天宮

### ④ 様々な政策分野との連携

国の改正基本法の趣旨を踏まえ、地方創生をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、子ども、教育、産業などといった文化芸術以外の政策分野と連携した取り組み、また、久留米市が東京 2020 年オリンピック・パラ大会のキャンプ地として決定していることから、国際的な文化交流などの取り組みを進めています。

**【市の主な取り組み】**

項目	取り組みの概要
文化芸術事業と観光・まちづくり・産業などとの連携・協働	音楽・美術・演劇などの様々な文化芸術事業において、関連団体などとの連携など、観光や産業、まちづくりなどの要素を取り入れた企画を実施します。
文化芸術事業と教育・福祉との連携・協働	各種イベントなど、様々な文化芸術事業において、学校や高齢者施設、障害者団体などと連携した取り組みを進めていきます。
東京 2020 年オリ・パラ大会を契機とした文化交流の実施	異文化に触れ、久留米の伝統文化を紹介するなど、文化芸術交流を進めていきます。

**⑤ 公益財団法人久留米文化振興会の組織強化への支援**

石橋正二郎氏の崇高な理念にルーツを持つ公益財団法人久留米文化振興会の存在は、久留米市が文化芸術政策を推進していくうえで、大きな強みです。本市の政策に基づき、本計画の事業を実質的に推進させる中心的な組織のひとつとして久留米文化振興会を位置づけ、同団体の組織強化への様々な支援を行います。

**【市の主な取り組み】**

項目	取り組みの概要
久留米文化振興会の施策展開への支援	同団体が、石橋文化センターをはじめ、市全域における文化事業を積極的に展開・拡充していくため、機能強化などの支援を行います。

**(3) 文化施設の特性を活かした文化芸術の創造と活動の推進**

**① 久留米シティプラザを創造・発信の拠点とする文化芸術事業の推進**

平成 28 年 4 月の開館以降、蓄積してきた運営ノウハウを活かしながら、引き続き久留米シティプラザを文化芸術振興の戦略的な拠点として最大限に活用し、市民に上質で多様な文化芸術を鑑賞する機会や市民が自ら活動し発表する場を提供するなど、市民の様々な文化芸術活動や新たな文化芸術の創造を促進していきます。

【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
上質で多彩な鑑賞事業の実施	優れた音響性能を持つザ・グランドホールをはじめ、それぞれの特徴を持つ3つのホール（ザ・グランドホール、久留米座、Cボックス）を活用し、これまで市内では観ることができなかった話題性のある上質な鑑賞事業を実施します。企画に当たっては、自主事業（プラザの企画制作）とあわせ、提携事業（民間興行主や市民団体等との協力、共催等）を活用することで、ラインナップの充実を図ります。
文化芸術の裾野を広げる教育普及事業の実施	文化芸術に触れるきっかけづくりとして行う館内での体験型事業等を通して教育普及の取り組みを進めます。特に、次代を担う子どもたちの想像力・感性を高めることを目的に、良質な鑑賞事業やワークショップ等、多様な事業に取り組みます。
積極的な広報営業活動の実施や施設の利便性の向上	SNS をはじめとした様々な媒体による情報発信や、マスコミ等への働きかけによる広報活動に積極的に取り組むとともに、施設利用者等への調査や企業訪問等をとおして、さらなるサービスの向上や施設利用の促進へつなげます。また、館内に設置した「石橋文化センター情報サテライト」を活用した情報発信やチケット販売、空いている会議室の学習室としての市民開放、インターネットを活用した施設予約システムの検討など、施設利用に係る利便性の向上を図りながら、市民等による久留米シティプラザの積極的な利用促進に努めます。



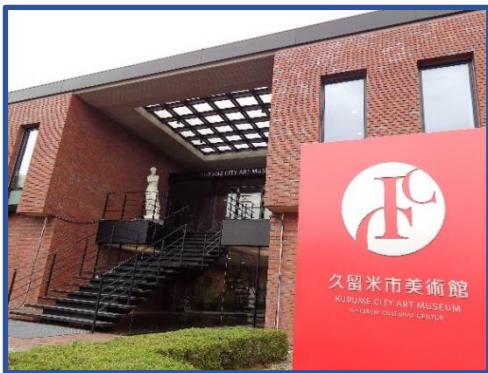
久留米シティプラザ

## ② 魅力あふれる美術館づくり

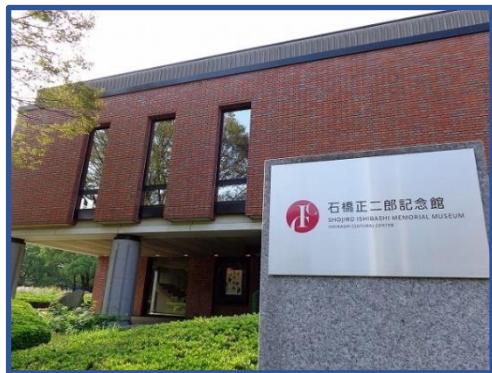
石橋美術館の歴史と伝統を受け継ぎながら、「とき、ひと、美をむすぶ美術館」を久留米市美術館の目指すビジョンとし、次の4つのコンセプトに基づき、魅力ある美術館づくりを進めていきます。

### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
郷土の歴史をふまえた特徴あるコレクション形成	近代以降、すぐれた洋画家たちを輩出してきた久留米の歴史と、同じく多くの洋画家たちを生んだ九州全域に目を向け、久留米ゆかりの作家を核とした九州洋画の体系的コレクションを加速させます。
魅力ある展覧会や教育普及活動の展開	美術作品・資料の収集、保存、展示、調査研究といった、美術館本来の役割をしっかりとしていくとともに、他の美術館と連携した巡回展など、これまで培ってきた多彩なアプローチで、魅力ある展覧会を展開していきます。併せて、市民への教育普及活動の充実や学校教育との連携を積極的に進めていきます。 また、石橋正二郎記念館については、石橋財団の協力のもと、正二郎氏の足跡をたどる唯一の公開施設であるほか、正二郎氏を学び、将来の久留米市を担う人材育成の面でも重要な施設であることから、子どもたちをはじめ、市内外からの入館、学習の機会の拡大を図ります。
石橋文化センターをひとつ のミュージアムと捉えた活動	立地環境に恵まれた石橋文化センター全体をひとつ のミュージアムと捉え、アートプロジェクトの実施やアートフェスティバルの開催など、美術館事業と園内イベント等との連携や、中央図書館をはじめとした園内施設・他団体などと連携した事業の企画等を、継続的に展開します。
市民とともに創り育てる仕組みづくり	ミュージアムコンサートや、気軽に参加できる美術講座など、市民の美術館への関心を高める取り組みを進めるとともに、ボランティアや寄付制度など、様々な場面で、市民や地元企業、教育機関等の協力や支援を得ながら活動することで、市民に「自分たちの美術館」として親しまれる美術館を目指します。



本館



石橋正二郎記念館

久留米市美術館

### ③ 各文化施設の強みを活かした効果的な事業の展開

久留米シティプラザや久留米市美術館以外の文化施設も、久留米市の文化芸術活動の推進に欠かせない重要な施設であり、それぞれの施設の特性を活かした事業を展開していきます。

主な施設	規模	施設の特性を活かした取り組み
石橋文化ホール	1,077席	優れた音響効果を活かした演奏会などを開催します。
石橋文化会館 小ホール	200席	客席との距離の近さを活かした小規模な演劇や演奏会などを開催します。
田主丸複合文化施設（そよ風ホール）文化ホール	500席	東部地域の中核施設として、演劇や演奏会などを開催します。
城島総合文化センター インガットホール	598席	西部地域の中核施設として、演劇や演奏会などを開催します。

### ④ 各文化施設間の連携の推進

各施設の地域性やホールの特性を活かしつつ、相互に連携し、魅力の相乗効果を図ります。

#### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
利用者のニーズに合わせた事業展開	久留米シティプラザ内に設置された石橋文化センター情報サテライト等を活用し、市民の利便性向上に資する各施設の文化情報の発信やチケット販売など、連携を強化します。
文化施設間の連携の推進	久留米シティプラザや久留米市美術館を中心とした施設間の連携について、情報共有を図りながら、相乗効果が発揮できるような連携のあり方について、検討を進めています。



城島総合文化センター



田主丸複合文化施設（そよ風ホール）

#### (4) 効果的かつ積極的な情報の収集と発信

##### ① 芸術家などに関するデータの収集・整理

久留米市の文化芸術に関する先達も含め、本市ゆかりの芸術家や文化芸術団体等の情報を収集・整理し、その活用のあり方についても検討していきます。

##### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
久留米市ゆかりの芸術家等に関する情報の収集	様々な専門機関等を活用した文化芸術に関する最新情報の入手や、インターネット等を活用した多用な手法で、久留米市にゆかりのある人材情報等の収集に努めます。

##### ② 文化芸術をより身近に感じてもらうための取り組みの推進

市民の文化芸術への興味や関心を高めるため、様々な文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、久留米市の文化芸術、文化芸術資源について広く市民に知らせるような普及活動に取り組みます。

##### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
様々な公演の誘致	久留米シティプラザをはじめ、市内の文化施設に公演を積極的に誘致し、市民の鑑賞機会の拡大を図ります。
文化芸術普及活動の実施	参加体験型の事業や地域に出向いて行う文化芸術活動などを実施し、市民に文化芸術の魅力をより身近に感じてもらう機会を提供します。また、学校や地域に出向く出前講座を活用し、久留米の文化芸術や文化芸術資源を市民に周知していきます。

### ③ 様々な媒体を活用した戦略的な情報の発信

久留米シティプラザをはじめ、市内で行われる上質で多彩な催しについて、特に市民や福岡都市圏、近隣市町等に向けて関心を高めるような広報の充実を念頭に、新聞や広報誌といった紙媒体やTV、ラジオ、ホームページ、SNSなど、様々な情報媒体や機能を幅広く活用し、最も効果的な方法で、迅速に情報を発信していきます。

また、久留米市が東京 2020 年オリ・パラ大会のキャンプ地として決定していることから、見学に訪れる観光客（外国人を含む）に対し、久留米の文化芸術に関する情報を積極的に発信していきます。

#### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
広報紙、ケーブル TV、FM 放送などによる発信	広報紙などの紙媒体や様々なメディアを活用した情報発信を強化します。
HP の充実、SNS などによる発信	ホームページの充実と新たな情報ツールの活用など、インターネット機能を活用した情報発信を強化します。
文化芸術情報の多言語化による積極的な発信	久留米の文化芸術や文化施設等の情報を提供するため、情報の多言語化対応等を進めていきます。

#### <推進体制のイメージ>



## IV章 計画の進め方

### 1 様々な主体の主な役割

#### (1) 市民や文化芸術団体の役割

市民や文化芸術団体は、文化芸術活動の推進の主役であり、文化芸術を享受するとともに、創造する主体でもあります。したがって、市民や文化芸術団体みずからが文化芸術への関心を高め、鑑賞や活動を積極的に広げていく役割を果たすことが期待されます。

#### (2) 行政の役割

行政は、音楽・美術・演劇の鑑賞など、市民が文化芸術に親しむ機会を積極的に創出するとともに、市民や文化芸術団体の文化芸術活動に対して、活動場所の提供や情報発信を行うなど、様々な形で支援します。

また、人材の発掘・育成など、文化芸術活動の推進に必要な施策に積極的に取り組んでいくとともに、国などの他機関との連携を図り、地域の中核都市として広域的な視点も意識しながら、施策を進めていきます。

#### (3) 公益財団法人久留米文化振興会の役割

同団体は、長年にわたって培ってきた文化芸術の振興に関するノウハウやネットワークを活かしつつ、行政と連携し、車の両輪として、様々な分野において積極的な事業を展開してきました。今後さらに、組織としての機能の強化とスキルアップを図り、市の文化芸術政策を推進するうえで中心的な役割を果たすことが期待されます。

#### (4) 久留米市文化芸術振興審議会の役割

久留米市文化芸術振興審議会は、条例により本市が設置した附属機関として、基本計画の策定や文化芸術活動の推進についての提言を行うとともに、計画の進捗状況を確認しながら、必要に応じてサポートする役割を担います。

このように、それぞれの主体が、期待される役割を果たしながら、互いに連携・協働していくことで、久留米市全体の文化芸術活動の推進を図っていきます。

### 2 進行管理のあり方

総括目標の達成状況を中心に、本計画に基づく取り組みの進捗状況について点検・評価し、その結果について、久留米市文化芸術振興審議会等のご意見をいただきながら、次の事業展開へと活かしていく、実効的な計画推進を図ります。

また、社会経済情勢等の変化に応じて、事業内容等についての不断の見直しを行っていく機動的な進行管理を実践します。

# 久留米市文化芸術振興基本計画（令和2年度～令和7年度）概要

## I 章 計画策定の背景と目的

### 1 策定の背景

#### (1) 文化芸術政策を取り巻く状況

##### 【文化芸術の意義】

- ・ひとの心を豊かにし、明日への活力をもたらす力
- ・地域の特性や独自性を継承し、新しい創造を生み出す原動力
- ・自然災害時、人々の心に力を与えるなど「心の復興」に役割を果たす
- ・あらためて、文化芸術の持つ力と意義が再認識される  
⇒ 文化芸術の持つ社会的な役割が拡大

##### 【国における文化芸術政策の動向】

- ・文化芸術振興基本法の成立、第4次基本方針の策定
- ・劇場法の制定（劇場・音楽堂等の位置づけや役割等が明確化）
- ・東京2020年オリンピック大会を見据えた文化芸術立国中期プラン策定
- ・文化芸術振興基本法の改正（文化芸術基本法へ名称変更）
  - ・文化芸術の振興のみならず、観光等他分野の施策を取り込む
  - ・文化芸術により生み出される様々な価値の活用を明示
  - ・地方自治体においても、国が定める「文化芸術推進基本計画」を参考して、地方版の計画を策定するよう明記
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行
- ・国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律成立（議員立法）  
⇒ 国においても文化芸術政策を積極的に推進

##### 【久留米市における文化芸術政策の果たす役割】

- ・文化芸術政策による「市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現」（久留米市新総合計画第4次基本計画）
- ・「久留米シティプラザ」「久留米市美術館」の開館による文化芸術政策の深化
- ・東京2020年オリンピック大会におけるケニア共和国、カザフスタン共和国の事前キャンプ地に決定（国際交流、都市魅力の発信）

#### (2) 久留米市の文化芸術政策の現状と課題

- ・筑後川、耳納連山など豊かな自然、長い歴史と伝統
- ・産業文化を基礎に、市制施行以降、優れた芸術家が登場  
花開く多彩な文化芸術、市民による文化芸術活動が盛んな風土

##### ①久留米の文化芸術資源

- 【ひと】青木繁、坂本繁二郎、丸山豊、中村八大、藤井フミヤ等
- 【文化施設】石橋文化センター、久留米市美術館、シティプラザ等
- 【文化財・伝統文化】高良大社、梅林寺、鬼夜、御塚・権現塚古墳等
- 【産業文化】井上伝（絹）、からくり儀右衛門（ものづくり）  
⇒ 現代のゴム産業や繊維産業に受け継がれる

## ②前基本計画（H27-H31）の総括

### 【前基本計画の総括目標（指標）の達成状況】

【目標①】「最近1年間に鑑賞した文化芸術が1つ以上である市民の割合」…【B】（目標達成には努力を要する）

【目標②】「最近1年間に活動した文化芸術が1つ以上である市民の割合」…【C】（目標達成には厳しい状況にある）

【目標③】「鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場所が市内である割合」…【A】（目標達成ができる見込み）

### 【久留米市新総合計画第3次基本計画における進捗状況】

「文化芸術に接する機会が増えた感じる市民の割合」…【A】

### 【成果と課題】

- ・戦略的拠点施設「久留米シティプラザ」「久留米市美術館」が開館  
⇒ 久留米市の文化芸術政策は大きな転機（好機）を迎える
- ・「鑑賞」経験については評価【B】だが、ポイントは上昇
  - ↑ 上質で多彩な催しの鑑賞機会の確保（久留米シティプラザ）
  - ・全国的な展覧会、ユニークな展覧会（久留米市美術館）
- ・「活動」経験については評価【C】と、厳しい結果
  - ↑ 「鑑賞」経験の増加が「活動」経験に結びついていない
- ⇒ 市民の文化芸術「活動」をいかに活性化するかが当面の課題

### ※その他の課題

- ・アーティスト・データベースの作成は、進捗が見られず
- ・文化施設間の連携については、さらなる強化が必要

### 【今後の展開】

- ・鑑賞事業のさらなる強化と広報の充実（利便性向上）
  - ・シティプラザと美術館を最大限に活用した鑑賞機会確保の強化
  - ・市内で開催される催しに係る、市民の関心を高める広報の充実
  - ・施設利用に係る利便性の向上
- ・文化芸術教育（体験学習等）の推進
  - ・多様な主体への「アウトリーチ・ワークショップ事業」等の充実

## 2 策定の目的

- ・前基本計画の計画期間（H27-H31）の終期の到来  
⇒ 久留米市文化芸術振興条例に基づく新たな計画の策定（令和2年度以降の文化芸術振興に関する新たな指針）
- ・「久留米シティプラザ」「久留米市美術館」の開館  
⇒ 「両施設の活用によるさらなる施策の充実」という新たな局面へ

### 【基本的視点】

- ・鑑賞事業のさらなる強化と広報の充実（利便性向上）
- ・文化芸術教育（体験学習等）の推進

⇒ 市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現

前計画の理念や目標を継承しながら、市民の「活動経験」の向上を最大の課題と位置付け、施策を体系的に展開

## II章 計画の理念と目標

### 1 計画の理念

・前基本計画を引き継ぎ、次のとおりとする

⇒ **市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米**



石橋文化センター正門石壁



石橋正二郎名誉市民

※ 本理念は、石橋正二郎（久留米市名誉市民）の崇高な理念や願いを引き継ぎ、未来に向かって、市民を中心とした文化芸術の裾野が広がり、創造性が高まっていくことを希求して定めたもの

### 2 計画の目標

#### (1) 計画期間

・久留米市新総合計画との連動制や整合性を踏まえ、次のとおりとする  
⇒ **令和2年度から令和7年度まで（6年間）**

#### 【計画の位置付け】

・本計画は、久留米市新総合計画第4次基本計画の文化芸術に係る分野別計画と位置付ける  
・併せて、文化芸術基本法が要請する「地方版文化芸術推進基本計画」と位置付ける  
・施策の展開にあたっては、地方創生、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、子ども等、他の関連計画との連携を図る

#### (2) 6年後のあるべき姿

・今後6年間で目指すまちの姿を次のように設定する

⇒ **久留米シティプラザや美術館などの文化施設や暮らしお身近な場所で、様々な文化芸術を鑑賞したり、活動したりする人が増え、心豊かな市民生活を創造するまち**

#### (3) 総括目標

・継続的な状況把握の必要性に照らし、次のように設定する

- ⇒ ①**最近1年間に鑑賞した文化芸術が1つ以上ある市民の割合**  
令和元年度：77.6%→最終年度：●●%以上
- ②**最近1年間に活動した文化芸術が1つ以上ある市民の割合**  
令和元年度：19.4%→最終年度：●●%以上
- ③**鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場が久留米市内である割合が●●%以上**

※特に、前基本計画で厳しい結果となった②「活動経験」の向上について、本計画における最大の課題と位置付け、目標達成に向けた具体的な施策を体系的に再構築し、戦略的に取り組みを進める

## III章 計画の柱と取り組みの内容

### 1 計画の柱

#### (1) 市民を対象とした幅広い取り組みと多様な人材の育成

・子どもや高齢者をはじめ、あらゆる世代に対する「文化芸術教育（体験学習等）」の推進を図る  
⇒ **具体的な施策を体系的に再構築**

#### (2) 久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造

・文化芸術資源の活用、他の政策分野との連携、オリ・パラ関連

#### (3) 文化施設の特性を活かした文化芸術の創造と推進

・プラザ・美術館を中心とした文化施設間連携の強化

#### (4) 効果的かつ積極的な情報の収集と発信

・市民が文化施設を利用しやすい環境づくり、戦略的な情報発信

### 2 具体的な取り組みの内容

#### (1) 市民を対象とした幅広い取り組みと多様な人材の育成

①文化芸術に関する子どもの創造的体験の充実

②あるゆる市民の文化芸術活動への支援

・上記2つの具体的な取り組みを再構築し、戦略的に展開していく  
⇒ 子ども、高齢者、障害者、在住外国人など、幅広い市民を対象に、鑑賞機会の提供や活動の支援に取り組む  
(アウトリーチ事業、ワークショップ事業等)



アウトリーチ事業

③文化芸術に関わる人材の育成と活用

#### (2) 久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造

①文化芸術団体等との連携による多様な文化芸術活動の推進



くるめ街かど音楽祭

②音楽の力を活かしたまちづくりの推進

③文化財や伝統文化の保存・継承とその活用による郷土愛の醸成及び地域の活性化

④様々な政策分野との連携

⑤公益財団法人久留米文化振興会の組織強化への支援

#### (3) 文化施設の特性を活かした文化芸術の創造と活動の推進

①久留米シティプラザを創造・発信の拠点とする文化芸術事業の推進



久留米シティプラザ

②魅力あふれる美術館づくり



久留米市美術館

③各文化施設の強みを活かした効果的な事業の展開

④各文化施設間の連携の推進

#### (4) 効果的かつ積極的な情報の収集と発信

①芸術家などに関するデータの収集・整理

②文化芸術をより身近に感じてもらうための取り組みの推進

③様々な媒体を活用した戦略的な情報の発信

## IV章 計画の進め方

### 久留米市文化芸術振興審議会



助言  
サポート  
チェック



行政(久留米市)

### 市民 文化芸術団体

連携・協働による  
文化芸術活動の推進



公益財団法人久留米文化振興会

#### 1. 様々な主体の主な役割

・各主体が期待される役割を果たしながら連携・協働して文化芸術活動を推進

#### 2. 進行管理のあり方

・総括目標の達成状況を中心にPDCAを実践

# 久留米市文化芸術振興基本計画

[令和2年度～令和7年度]

2020年（令和2年）3月

【編集・発行】

久留米市 市民文化部 文化振興課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9224 ファクス：0942-30-9714

電子メール：[shibunka@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:shibunka@city.kurume.fukuoka.jp)